

計 画 書

南城都市計画特定用途制限地域の変更（南城市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 （産業環境地区）	約 14.0ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等	
特定用途制限地域 （幹線道路沿道地区市街地型）	約 35.7ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、多い施設	
特定用途制限地域 （幹線道路沿道地区農村型）	約 142.0ha	・床面積 3,000 ㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積 3,000 ㎡超の事務所等 ・床面積 3,000 ㎡超のホテル、旅館 ・床面積 3,000 ㎡超のボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設	

特定用途制限地域 (リゾート環境地区)	約 193.0ha	・床面積 1,500 ㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積 1,500 ㎡超の事務所等 ・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設	うち 保安林 約 5ha
特定用途制限地域 (居住環境保全地区)	約 4,251.1ha	・床面積 1,500 ㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積 1,500 ㎡超の事務所等 ・床面積 3,000 ㎡超のホテル、旅館 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等 ・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館等に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設	うち 保安林 約 28ha
合 計	約 4,635.8ha		うち 保安林 約 33ha

※店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所等で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 万㎡を超えるものは、建築基準法において制限される。

※規制すべき特定の建築物の用途の詳細については、「南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

※保安林の区域を除く。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」